

新学習指導要領（平成29年告示）における主要な改訂点の特質についての一考察（2）

－ 学習指導要領の個別具体的な視座から見渡した改訂点の特徴 －

広 岡 義 之

A Consideration on Particularity of the Main Revision on the New Course of Study (in the Year of 2017 Bulletin) (2):

Reviewing the Particularity of the Revision from an Individual and Specific Perspective

Yoshiyuki HIROOKA

要 旨

本稿では、前稿の内容を受けて、主として『小学校学習指導要領（平成29年告示）』および『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』に即しつつ、それらの具体的な内容に触れながら、主要な改訂点の特質を詳細に吟味することを試みる。現場で働く教員やこれから教育実習を経験する学生が、新しい内容の教育課程を学ぶ途上で、特にどのような教師像が求められ、さらにどのような点に特に留意して、教育および授業を形成していくかなければならないかを的確に理解できるための支援をすることが、本稿のねらいとするところである。

キーワード：カリキュラム・マネジメント、社会に開かれた教育課程、育成を目指す資質・能力の明確化、学習指導要領等における六つの改善事項、プログラミング教育、外国人児童生徒等への対応、「外国語活動・外国語」改訂、「特別の教科 道徳」改訂、教科等横断的な視点で育成する学習内容

はじめに

前稿では、主として、学習指導要領の主要な改訂点の特質についての第一段階として、教育課程全体の視座から見渡して、これまでの学習指導要領とどこがおおきく改訂・変更されたかを俯瞰した。そこでそれを踏まえて、本稿では、第二段階として主として『小学校学習指導要領（平成29年

告示）』および『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』に即しつつ、それらの具体的な内容に触れながら、主要な改訂点の特質を詳細に吟味することを試みる。

なぜなら今回の新学習指導要領の改訂点を概観していく場合に、おおきく二つに区分して考察するほうが、改訂点の理解が少しでも容易になるのではないかと筆者が判断したからである。こうし

た二段階の考察をすることによって、現場で働く教員やこれから教育実習を経験する学生にとって、新しい内容の教育課程を学ぶ途上で、特にどのような教師像が求められ、教育および授業を形成していくかなければならないかを的確に理解できるための支援をすることが、本稿のねらいとするところである。

第1節 『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』「まえがき」の内容

（1）2016（平成28）年12月の中央教育審議会答申を踏まえた基本的ねらい

文部科学省は、2017（平成29）年3月31日に、学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領の改訂をおこなった。今回の改訂は、2016（平成28）年12月の中央教育審議会答申を踏まえて、以下のことを基本的ねらいとした。重要事項を任意に三つ選んで、示してみよう。

ア：子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ：知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みを維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。

ウ：先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。⁽¹⁾

この上の三つの中でも筆者にとって特に重要なと思われるア：の項目に関連して、さらに詳述しておきたい。

「ア： 子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。」

この点について、高井展郎は次のような説明を加えている。すなわち、新学習指導要領では、

「学力」という言葉ではなく、「資質・能力」という言葉が使用されていることが目新しいと鋭く指摘している。これはどういうことだろうか。⁽²⁾

一つは、学校教育で育てる力を、大きな視点で捉え直したということである。学力という言葉は、学校で育成したり活用する能力というイメージが強く、それが「将来の予測困難な変化の激しい社会」を生きる子供たちに必要な力とイメージがしにくかったからだろう。二つ目の理由は、知識や技能の習得という古い学力観からの転換を促すねらいがある。学校教育法の一部改正（2007（平成19年））により、学力の三つの要素として「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」が規定された。それ以前は、学力の明確な捉えがなく、テスト等で測りやすい知識の習得にのみ目が向けられていた時代もある。しかし知識だけでは、「将来の予測が困難で複雑で変化の激しい社会」を生き抜くことは困難になる。それゆえ、資質・能力という言葉によって、自らの力で自分の未来を切り拓くことのできる力を育成することが大切になったことを明確にしたのである。⁽³⁾

第2節 『小学校学習指導要領』改訂の経緯及び基本方針

（1）「改訂の経緯」について

周知のとおり、生産年齢人口がじょじょに減少し、技術革新で、社会構造や雇用環境は、激変している。こうした意味で、現代社会はまさしく予測困難な時代に突入している。さらに人工知能（AI Artificial Intelligence）の飛躍的な進化で、学校において獲得すべき知識の意味もおおきく変化しつつある。しかし同時に、人工知能が取り扱えない分野、たとえば、その思考の目的の良さ・正しさ・美しさを判断できるのは、人間の最大の強みである。こうした現代的状況の中で、2014（平成26）年11月に、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領の在り方について中央教育審議会に諮問が行われた。2年1か月にわたる審議の末、2016（平成28）年12月21日に

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について（答申）（以下「中央教育審議会答申」という）が示された。⁽⁴⁾

中央教育審議会答申では，“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有することが認識された。さらに、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が目指されている。そこで学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、以下の6点の改善点が提示されている。その際、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。⁽⁵⁾

（2）新しい学習指導要領等における六つの改善すべき事項

「社会に開かれた教育課程」の理念のもとに、子供たちが未来を創造していくために求められる資質・能力を育んでいくためには、子供たちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」など、以下の六つに関連する事項を、各学校が計画して、家庭と地域と連携・協働しながら実施する必要がある。

- ①「何ができるようになるか」：これは、育成を目指す子供たちの資質・能力を意味する。
- ②「何を学ぶか」：これは教科を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成を意味する。
- ③「どのように学ぶか」：これは各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実を意味する。
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」：これは子供の発達を踏まえた指導を意味する。
- ⑤「何が身に付いたか」：これは学習評価の充実を意味する。
- ⑥「実施するために何が必要か」：これは学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策を

意味する。⁽⁶⁾

（3）「改訂の基本方針」について

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえて、以下の方針に基づき行われた。

①今回の改訂の基本的な考え方

ア：子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ：知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みを維持したうえで、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。

ウ：先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。⁽⁷⁾

②育成を目指す資質・能力の明確化

「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、

ア：「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く＜知識・技能＞の習得）」

イ：「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる＜思考力・判断力・表現力等＞の育成）」

ウ：「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

の三つの柱に整理した。そして全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱で再整理した。⁽⁸⁾

水原克敏によれば、この三つの柱は1989年改訂の新学力観以来の考え方を踏襲したものであるが、人間性まで打ち出している点は、特別の教科道徳が設定されたことと通じている。三つの柱の構成は改訂全体を貫く原則であり、第4節の理科を例に説明をする。

ア：自然の事物・現象についての理解を図り、

観察、実験などに関する基本的な技能を身につけるようにする。

イ：観察・実験などを行い、問題解決の力を養う。

ウ：自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養うという目標が掲げられている。⁽⁹⁾

③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けるためには、学習の質を一層高める授業改善の取組が必要となる。その際、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められる。⁽¹⁰⁾

今回の改訂では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善を進めることができている。以下では任意に留意して取り組むこと点を指摘しておこう。

ア：授業改善の取組は、既に小・中学校を中心
に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階は、従前の実践を否定し、全く異なる指導方法を導入する必要はない。

イ：授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

ウ：1回1回の授業で、すべての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える

場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものとする。⁽¹¹⁾

④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

総則において、「児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに提示した。⁽¹²⁾

これとの関連で、高木によれば、「カリキュラム・マネジメント」とは、「カリキュラム」と「マネジメント」をかけ合わせたものであるという。カリキュラム・マネジメントを実行する際に、最初に「学校のグランドデザイン」が必要となるという。そこでは、その学校の教育活動を通して育成すべき児童生徒の資質・能力を明確にした各学校ごとの教育目標と、育成すべき資質・能力、児童生徒の実態を基にした学校経営計画を、全ての教職員が関わって決めていくのである。⁽¹³⁾

（4）学校教育法施行規則改正の要点について

学校教育法施行規則では、教育課程の基本的な要素である各教科等の種類や授業時数、合科的（科目をいくつかまとめて総合的に教える教育法）な指導等について規定している。以下に改正点を提示する。

ア：小学校第3・4学年に「外国語活動」を、
第5・6学年に「外国語科」を新設すること
になった。このため、学校教育法施行規則第
50条においては、「小学校の教育課程は、国
語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工
作、家庭、体育及び外国語の各教科（中略），
特別の教科である道徳、外国語活動、総合的
な学習の時間並びに特別活動によって編成す

るものとする。」と規定されることになった。⁽¹⁴⁾

イ：授業時数については、第3・4学年で新設する外国語活動に、年間35単位時間、第5・6学年で新設する外国語科に、年間70単位時間を充てることとし（第5・6学年の外国語活動は廃止）、それに伴い各学年の年間総授業時数は、従来よりも、第3学年から第6学年で年間35単位時間増加することとした。⁽¹⁵⁾

（5）「総則」改正の要点について

ア：資質

- ・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」
- ・「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力」、「学びに向かう力・人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるように改善した。
- ・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成されるように改善した。
- ・資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるように改善した。
- ・言語活動や体験活動、ICT（Information and Communication Technology）「情報通信技術」等を活用した学習活動等を充実するよう改善とともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付けた。

イ：カリキュラム・マネジメントの充実・カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、章立てを改善した。

- ・児童の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するように改善した。

ウ：児童の発達の支援、家庭や地域との連携・

協働

- ・児童一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について提示した。
- ・障害のある児童や海外から帰国した児童、日本語の習得に困難のある児童、不登校の児童など、特別の配慮を必要とする児童への指導と教育課程の関係について示した。⁽¹⁶⁾

（6）「道徳の特別の教科化に係る一部改正」の要点について

ア：「道徳の時間」を「特別の教科である道徳」とした。道徳教育の目標について、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。

イ：道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。

ウ：道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示した。

エ：指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 （i）道徳教育は、道徳科を要として教育活動全体を通じて行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。
 （ii）集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示した。⁽¹⁷⁾

第3節 「教科等横断的な視点」について

（1）「教科等横断的な視点で育成すべき資質・能力」とは何か

学校において編成する教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、授業数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

各学校においては、教育基本法や学校教育法等の法令に従いつつ、教育の内容を、「教科横断的な視点」を持ちつつ、授業時数との関連において総合的に組織していくことが求められる。こうした教育課程の編成は、カリキュラム・マネジメントの一環として行われるものである。⁽¹⁸⁾

新学習指導要領の総則の「第2 教育課程の編成」の「2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」には次の内容が示されている。

ア：各学校においては、児童（生徒）の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の「学習の基盤となる資質・能力を育成」していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成をはかるものとする。⁽¹⁹⁾

イ：各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態及び児童（生徒）の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。⁽²⁰⁾

上記のア：に示されている中で特に重要な点は、「学習の基盤となる資質・能力を育成」ということである。これは、複数の教科で共通する指導事項を指導する、ということではなく、「学習の基盤」となる資質・能力を教科等横断的な視点から育成することが求められているのである。⁽²¹⁾

それでは、ここで「学習の基盤となる資質・能力」とはどのようなものなのだろうか。たとえば、様々な情報を理解して考えを形成し、文章等により表現していくために必要な読解力は、学習の基盤として時代を越えて常に重要なものである。しかし現実には、子供たちが教科書の文章すら読み解けていない現状もある中で、全ての学習の基盤となる言語能力の育成を教科としての国語科だけ

でなく、全ての学習として重視することが求められているのである。こうした各教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力については、資質・能力の三つの柱で示される「何を理解しているか、何ができるか（知識・技能）」、「理解していること・できることをどのように使うか（思考力・判断力・表現力等）」、「学びに向かう力・人間性等」に沿って整理し、各教科等の枠を越えて共通に重視するべき学習活動との関係を明確にすることが必要となる。⁽²²⁾

カリキュラム・マネジメントを考えるとき、教科等横断的な視点から、単元や題材など内容の構想を図るために必要な資質・能力の視点として具体的に以下のような資質・能力が考えられる。言語能力、情報活用能力、コミュニケーション力、探究力、批判的思考力、協働的思考力、創造的思考力、内省的思考力等である。⁽²³⁾

（2）「教科等横断的な視点で育成する学習内容」とは何か

たとえば、小学校で総合的な学習の時間に「地域のごみ問題の単元」を行い、社会科で「ごみの処理と利用に関する単元」を行うというように、教科をまたいで、同じ学習内容を関連付けて学習することが考えられる。また中学校において、理科で「電流」の学習をおこない、技術・家庭科で「電気」の学習をおこなう等、学習内容が近いもののや似ているものをつなげたりして行うことも可能である。このように教科の枠を越えた学習内容を広く捉えることのできる資質・能力を育成することが重要な視点となるのである。こうした教科等横断的な視点を機能させるためには、カリキュラム・マネジメントにおいて、教科等横断的な視点を持ち、他教科等の学習内容を理解することが求められる。⁽²⁴⁾

第4節 その他の重要な学習指導要領関連のキーワードについて

本節では、特に筆者が学習指導要領関連の個別の項目で、重要と思われる視点を任意に取り上げてその特徴と課題について論じてみたい。

(1) 「特別の教科 道徳」改訂のポイントについて

ア：改訂の基本的な考え方

道徳的価値を自分の事（「自我関与」）として受け止め、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育への転換を図ることによって、児童生徒への道徳性を育むことが重要である。

イ：学習内容の改善・充実

いじめ問題への対応の充実など、発達を一層踏まえた体系的な内容に改善することが焦眉の課題である。

さらに、情報モラルに関する指導の充実、生命倫理や社会の持続可能な発展などの現代的課題に対応することも重要な視点である。

ウ：学習指導の改善・充実

新たに検定教科書を導入した。（地域独自の郷土教材等も並行して活用）

また、問題解決的な学習や体験的な「学習などを取り入れ、指導方法を工夫することが求められている。

その他には、調査書（内申書）への記載や入試での活用は行わないこと、さらに、数値による評価等は行わないことも決定されている。また他の児童生徒と比較することはせず、一人一人の成長を認め、「励ます個人内評価」で記述することが求められている。⁽²⁵⁾

(2) 「外国語活動・外国語」改訂のポイントについて

ア：改訂の基本的な考え方

学校段階間の学びを接続させるために、小・中・高等学校が一貫した五つの領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり）」「話すこと（発表）」「書くこと」別の目標が設定された。

イ：学習内容の改善・充実

小学校では、中学年から「聞くこと」「話すこと（やりとり）」「話すこと（発表）」を中心とした外国語活動（年間35単位時間）を導入し、外国語に慣れ親しませ、学習への動機づけを高めるようとする。そのうえで、高学年から段階

的に文字や定型文に「読むこと」「書くこと」を加えて、教科としての外国語科を位置づけ、指導の系統性を確保するようにする。

また、中学校では、互いの考え方や気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視し、授業を外国語で行うことを基本とし、具体的な課題等を設定するなどして、学習した語彙、表現などを実際に活用する言語活動を改善・充実する。授業は外国語で行うことを基本とすることを新たに規定した。⁽²⁶⁾

(3) 外国人児童生徒等への対応について

近年では、外国籍の児童生徒や両親のいずれかが、外国籍である等の外国に繋がる児童生徒（以下では「外国人児童生徒等」という）のうち、公立学校等に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が増加している。従前の学習指導要領では「海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなど適切な指導を行うこと」とされていた。しかし、2014（平成26）年度から、児童生徒の日本語の能力に応じて、特別の指導が必要な場合、「通級による指導」を行うことができるよう、「特別の教育課程」が制度化されている。つまり在籍学級での支援と、通級による指導を共に充実させることが求められている。ここで「通級による指導」とは、1993（平成5）年度に「通級学級に関する調査研究協力者会議」の答申を受けて、学校教育法施行規則を改正して正式な制度として開始された。対象は「小・中学校に在籍する軽度の障害のある児童生徒」で、普段は通常の学級に在籍しつつ、個別的な特別支援教育が受けられる制度のことである。⁽²⁷⁾

(4) 部活動の在り方

中学生の時期は、小学校の時期と異なり、生徒自身の興味や関心に即して、放課後の部活動を、教育課程外の学校教育活動で行うことが少なくなっている。中学生が、様々な部活動に参加することは幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える良い機会ともなる。しかし一方でOECD（経済協力開発機構）国際教員指導環境調査では、日本の

教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中、最長となっており、文部科学省は、2016（平成28）年6月に「学校現場における業務の適正化に向けて」をとりまとめた。そこで、部活動における休養日の設定や勤務時間管理の適正化等の方策を着実に実施していくとしている。⁽²⁸⁾

（5）プログラミング教育の必修化と学校の対応課題

堀田龍也によれば、現代社会は情報技術が加速的に進行し、これを「第4次産業革命」とも称されている。ちなみに第一次産業は、農業・林業・水産業、第二次産業は、鉱工業・製造業・建設業等、第三次産業は、金融・保険・卸売、小売・サービス業・情報通信業のことである。たとえば、ビッグデータ等を活用して気候条件と農作物の生産に関してより精度の高い最適制御が実現可能な社会となっている。こうした例からもテクノロジーの時代にいやおうなしに生きていかざるを得ない子供たちに、コンピュータとともに生きていくことの必要性を学校でも教育することは不可避な状況である。⁽²⁹⁾

ア：小学校でのプログラミング教育の定義

子供たちが、コンピュータの働きを理解しつつ、それが自らの問題解決にどのように活用できるかをイメージすることが求められる。プログラミング教育とは、まずは子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示できるということを体験させることである。そのうえで、将来どのような職業に就くとしても、時代を越えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」を育むことが小学校で求められてくる。⁽³⁰⁾

イ：中・高等学校でのプログラミング教育の定義

すでに導入されているプログラミング教育を強化することが求められる。中学校では、技術・家庭科技術分野の「情報の技術」の中で、計測・制御に関するプログラミングを指導内容に盛り込むことによって、プログラミングに関する内容を倍増させるようにする。高等学校情報化では、共通必修履修科目を新設して、全ての高校

生がプログラミングを問題解決に活用することを学べるようにすることが求められる。⁽³¹⁾

まとめ

こうして一連の新学習指導要領の改訂について概観して、今回、筆者が特に感じたことは、学習指導要領の構造が近年になく大幅に変更されたという事実である。そしてそれが何を意味するかということは、それだけ時代の要請として、学校教育に期待し求める事柄の規模も増大し始めているということであろう。

学習指導要領あるいは教育課程は、すでにたんに学校教育のためにだけ存在するものではないという点で、ますますグローバル化している現代日本社会の中で、様々な社会問題や教育課題に対応を迫られていることが、筆者にはひしひしと感じられた。誤解を恐れずに言えば、新しい学習指導要領改訂のたびに、現在の日本社会で起こっている教育問題や教育的課題の少なくない領域を、新学習指導要領の内容で、解決・改善しようと試みているのではないかということであった。

家庭や地域社会の教育力が弱くなりつつあるがゆえに、子供たちの健全な成長を見守るための最後の砦である学校教育がそれらの領域と協働しあって、子供たちの成長を見守っていかなければならぬ責務が存在するようと思える。もちろん、教師の働きだけに依存することは厳に戒めなければならないことであるし、現場教師に求められている仕事の領域も多岐にわたるものであるので、それだけに教師は「子供とかかわる教育」に集中するべきであり、教師以外でもできる業務内容の負担を軽減する努力もさらに求められるだろう。新学習指導要領の改訂を考察することで、上に述べたような社会的・教育的状況も正確に把握でき、貴重な果実として獲得できたことは幸いであった。

時代は待ってくれない。さらに次の10年を見据えた、新たな教育課程、学習指導要領の課題もまた目白押しである。しかしそうした増大する教育的問題や課題に、教師たちが、いつの時代も適切

に応答していくことでのみ、その時代を懸命に子供たちはやがて大人になるときに、その時代に適合し、乗り越えつつ対応する「生きる力」を發揮できるようになるのであろう。

註

- (1) 文部科学省,『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』,東洋館出版,2018年,「まえがき」参照。(以下では,『解説 総則編』と略記する)
- (2) 白井達夫著,第1章「付けたい力(資質・能力)」,高木展郎・三浦修一・白井達夫著,『新学習指導要領がめざすこれからの学校・これからの授業』,小学館,2017年,8頁参照。(以下では,『これからの学校』と略記する)
- (3) 白井達夫著,前掲書,8~9頁参照。
- (4) 文部科学省,『解説 総則編』,1頁参照。
- (5) 文部科学省,『解説 総則編』,2頁参照。
- (6) 文部科学省,『解説 総則編』,2頁参照。および東洋館出版社編集部編,『平成29年度版 小学校新学習指導要領ポイント総整理』,東洋館出版社,2018年,316~317頁参照。(以下では,『小学校ポイント』と略記する)
- (7) 文部科学省,『解説 総則編』,2~3頁参照。
- (8) 文部科学省,『解説 総則編』,3頁参照。
- (9) 水原著,「総論」,水原克敏編著,『新小学校学習指導要領改訂のポイント』日本標準,2017年,9頁参照。
- (10) 文部科学省,『解説 総則編』,3~4頁参照。
- (11) 文部科学省,『解説 総則編』,4頁参照。
- (12) 文部科学省,『解説 総則編』,5頁参照。
- (13) 高木展郎著,2章「カリキュラム・マネジメント」,高木展郎・三浦修一・白井達夫著,『これからの学校』,18頁参照。
- (14) 文部科学省,『解説 総則編』,5頁参照。
- (15) 文部科学省,『解説 総則編』,6頁参照。
- (16) 文部科学省,『解説 総則編』,7頁参照。
- (17) 文部科学省,『解説 総則編』,10頁参照。
- (18) 文部科学省,『解説 総則編』,12頁参照。
- (19) 高木展郎著,2章「カリキュラム・マネジメント」,高木展郎・三浦修一・白井達夫著,『これからの学校』,28頁参照。
- (20) 高木展郎著,前掲書,28~29頁参照。
- (21) 高木展郎著,前掲書,29頁参照。
- (22) 高木展郎著,前掲書,29頁参照。
- (23) 高木展郎著,前掲書,30頁参照。
- (24) 高木展郎著,前掲書,30~31頁参照。
- (25) 東洋館出版社編集部編,『平成29年度版 小学校新学習指導要領ポイント総整理』,東洋館出版社,2018年,263頁参照。
- (26) 東洋館出版社編集部編,『小学校ポイント』,281頁参照。
- (27) 東洋館出版社編集部編,『小学校ポイント』,318頁参照。
- (28) 東洋館出版社編集部編,『平成29年度版 中学校新学習指導要領ポイント総整理』,東洋館出版社,2018年,307頁参照。
- (29) 堀田龍也著,「プログラミング教育の必修化と学校の対応課題」,奈須正裕編集,『よくわかる小学校・中学校 新学習指導要領全文と要点解説』,教育開発研究所,2018年,24頁参照。
- (30) 堀田龍也著,前掲書,24~25頁参照。
- (31) 堀田龍也著,前掲書,25頁参照。